

宮城県建築設計業務委託共通仕様書

令和 7 年 4 月

宮城県土木部営繕課・設備課

目 次

第1章 総則	1
1. 1 適用	
1. 2 用語の定義	
第2章 設計業務の範囲	2
第3章 業務の実施	3
3. 1 業務の着手	
3. 2 設計業務の条件	
3. 3 適用基準等	
3. 4 調査職員	
3. 5 管理技術者	
3. 6 照査技術者	4
3. 7 提出書類	
3. 8 打合せ及び記録	
3. 9 業務計画書	5
3. 10 貸与品等	
3. 11 関係官公庁への手続き等	
3. 12 設計業務の成果品	6
3. 13 関連する法令、条件等の遵守	
3. 14 検査	
3. 15 補修	
3. 16 条件変更等	
3. 17 契約内容の変更	7
3. 18 履行期間の変更	
3. 19 一時中止	
3. 20 発注者の賠償責任	
3. 21 受注者の賠償責任	8
3. 22 部分使用	
3. 23 部分引渡	
3. 24 再委託	
3. 25 特許権等の使用	9
3. 26 守秘義務	

宮城県建築設計業務委託共通仕様書

令和7年1月版

第1章 総則

1. 1 適用

1. 宮城県建築設計業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築設計（建築の意匠及び構造並びに電気設備、機械設備の基本設計、実施設計及び積算をいう。）の業務（以下「設計業務」という。）委託に適用する。
2. 委託仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、委託仕様書の間に相違がある場合の委託仕様書の優先順位は、次の(1)から(5)の順番のとおりとする。
 - (1) 質問回答書
 - (2) 現場説明書
 - (3) 別冊の図面
 - (4) 特記仕様書
 - (5) 共通仕様書
3. 受注者は、前項の規定により難い場合又は委託仕様書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査職員と協議するものとする。

1. 2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「受注者」とは、設計業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
2. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第10条の規定に基づき、発注者が定めた者をいう。
3. 「検査職員」とは、設計業務の完了の検査に当たって、契約書第31条の規定に基づき、検査を行う者をいう。
4. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第11条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
5. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第12条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
6. 「契約図書」とは、契約書及び委託仕様書をいう。
7. 「委託仕様書」とは、別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書をいう。
8. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。

9. 「共通仕様書」とは、設計業務に共通する事項を定める図書をいう。
10. 「特記仕様書」とは、設計業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
11. 「現場説明書」とは、設計業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務の契約条件を説明するための書面をいう。
12. 「質問回答書」とは、別冊の図面、仕様書及び現場説明書並びに現場説明に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答した書面をいう。
13. 「別冊の図面」とは、契約に際して発注者が交付した図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
14. 「指示」とは、調査職員又は検査職員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
15. 「請求」とは、発注者又は受注者が相手方に対し、契約内容の履行若しくは変更に関して書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
16. 「通知」とは、設計業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
17. 「報告」とは、受注者が発注者又は調査職員若しくは検査職員に対し、設計業務の遂行に当たって調査及び検討した事項について通知することをいう。
18. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行又は変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
19. 「承諾」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により同意することをいう。
20. 「協議」とは、書面により業務を遂行する上で必要な事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
21. 「提出」とは、受注者が発注者又は調査職員に対し、設計業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
22. 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。
23. 「検査」とは、検査職員が契約図書に基づき、設計業務の完了の確認、部分引渡し の指定部分に係る業務の完了の確認をすることをいう。
24. 「打合せ」とは、設計業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談等により、業務の方針、条件等の疑義を正すことをいう。
25. 「修補」とは、発注者が受注者の負担に帰すべき理由により不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
26. 「協力者」とは、受注者が設計業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託する者をいう。

第2章 設計業務の範囲

設計業務は、一般業務及び追加業務とし、内容並びに範囲は特記仕様書による。

第3章 業務の実施

3. 1 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは、管理技術者が設計業務の実施のため調査職員との打合せを開始することをいう。

3. 2 設計業務の条件

1. 受注者は、業務の着手に当たり、委託仕様書を基に設計条件を設定し、調査職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、これらの委託仕様書に示されていない設計条件を設定する必要がある場合、事前に調査職員の指示又は承諾を受けなければならない。
2. 受注者は、各種計算書に、その計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
3. 電子計算機によって計算を行う場合は、プログラムと使用機種について、あらかじめ調査職員の承諾を得なければならない。

3. 3 適用基準等

1. 受注者が、業務を実施するに当たり、適用すべき基準等（以下「適用基準等」という。）は、特記仕様書による。
2. 受注者は、適用基準等により難しい特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ調査職員と協議し、その承諾を得なければならない。
3. 適用基準等で市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

3. 4 調査職員

1. 発注者は、設計業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 調査職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 調査職員の権限は、契約書第10条第2項に定める事項とする。
4. 調査職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示等を行うことができるものとする。
5. 調査職員は、口頭による指示等を行った場合は、7日以内に書面により受注者にその内容を通知するものとする。

3. 5 管理技術者

1. 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。

3. 管理技術者の資格要件は、特記仕様書による。

また、管理技術者は、日本語に堪能でなければならない。

4. 管理技術者の権限は、契約書第11条第2項に定める事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限（契約書第11条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く。）を制限する場合は、発注者にあらかじめ通知しなければならない。

5. 管理技術者は、関連する他の設計業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために、相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。

3. 6 照査技術者

1. 受注者は、発注者が契約図書において定める場合は、照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。

2. 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を定めなければならない。

3. 照査技術者は、契約図書に定める又は調査職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ、管理技術者に提出するものとする。

3. 7 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に、関係書類を調査職員を経て、速やかに発注者に提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除くものとする。

2. 共通仕様書において書面により行わなければならないこととされている指示、請求、通知、報告、申出、承諾、協議及び提出については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

3. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

3. 8 打合せ及び記録

1. 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

2. 設計業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

3. 9 業務計画書及び月間設計業務報告書

1. 受注者は、契約締結後 14 日以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書の内容は特記による。
3. 受注者は、業務計画の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度、調査職員に変更の業務計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、設計業務の実施状況及び工程表について、毎月、月間設計業務報告書を作成し、翌月 10 日までに提出しなければならない。
5. 受注者は、調査職員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

3. 10 貸与品等

1. 業務の実施に当たり、貸与又は支給する図面、適用基準及びその他必要な物品等（以下「貸与品等」という。）を受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与品等の必要がなくなった場合は、速やかに調査職員に返却しなければならない。
3. 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められるものについては、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡としてはならない。

3. 11 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を調査職員に報告しなければならない。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。
3. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。

3. 12 設計業務の成果品

1. 受注者は設計業務が完了したときは、委託仕様書に示す成果品（契約図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けなければならない。

2. 受注者は、委託仕様書に定めがある場合又は調査職員が指示し、これに同意した場合には、履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行わなくてはならない。
3. 成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I 単位）のほか、非 S I 単位を併記することができるものとする。
4. 成果品には、特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。ただし、これにより難い場合には、あらかじめ調査職員と協議し、承諾を得るものとする。

3. 1 3 関連する法令、条例等の遵守

受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

3. 1 4 検 査

1. 受注者は、契約書第 3 1 条第 1 項の規定に基づいて、発注者に対して業務の完了を業務完了報告書により通知する時までに、成果品並びに指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料を整備し、調査職員に提出しておかなければならない。
2. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務成果品の検査
 - (2) 設計業務履行状況の検査（指示、請求、通知、報告、承諾、協議、提出及び打合せに関する書面その他検査に必要な資料により検査する。）

3. 1 5 修 補

1. 受注者は、調査職員から修補を求められた場合には、速やかに修補をしなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。なお、補修完了の検査については、検査職員の指示に従うものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合には、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 3 1 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

3. 1 6 条件変更等

1. 契約書第 1 9 条第 1 項第 5 号に定める「予期することのできない特別な状態」とは、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

2. 調査職員が、受注者に対して契約書第19条、第20条及び第22条に定める委託仕様書の変更又は訂正の指示を行う場合は、書面によるものとする。

3. 17 契約内容の変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務委託料の変更を行う場合
- (2) 履行期間の変更を行う場合
- (3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務施行上必要があると認められる場合
- (4) 契約書第30条の規定に基づき、業務委託料の変更に代える委託仕様書の変更を行う場合

2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 3. 15の規定に基づき調査職員又は検査職員が受注者に指示した事項
- (2) 設計業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
- (3) その他、発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項

3. 18 履行期間の変更

1. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間の延長変更を請求する場合には、延長理由、延長日数の算定根拠、修正した業務工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

3. 受注者は、契約書の規定に基づき、履行期間を変更した場合には、受注者は、速やかに修正した業務工程表を提出しなければならない。

3. 19 一時中止

発注者は、契約書第21条第1項の規定により、次の各号に該当する場合は、設計業務の全部又は一部を一時中止できるものとする。

- (1) 関連する他の設計業務の進捗が遅れたため、設計業務の続行を不相当と認めた場合
- (2) 天災等の受注者の責に帰すことができない事由により、設計業務の対象箇所の状態や受注者の業務環境が著しく変動したことにより、設計業務の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等、調査職員が必要と認めた場合

3. 20 発注者の賠償責任

発注者は、次の各号に該当する場合には、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に定める一般的損害、契約書第 29 条に定める第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

3. 2 1 受注者の賠償責任

受注者は、次の各号に該当する場合においては、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第 28 条に定める一般的損害、契約書第 29 条に定める第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 契約書第 43 条に定める契約不適合による損害が生じた場合

3. 2 2 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第 33 条の規定に基づき、受注者に対して成果品の一部の使用を請求することができるものとする。

- (1) 当該設計業務に関連する業務の用に供する必要がある場合
- (2) その他、特に必要と認められた場合

2. 受注者は、成果品の一部の使用に同意した場合には、成果品の一部の使用同意書を発注者に提出するものとする。

3. 2 3 部分引渡し

発注者が、契約書第 37 条第 1 項の部分引渡しを指定する部分とは、特記仕様書により指定したものとする。

3. 2 4 再委託

1. 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を、契約書の規定により、再委託してはならない。

2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を得なくともよいものとする。

3. 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。

4. 受注者は、設計業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。

なお、協力者は、宮城県建設関連業務競争入札参加資格承認者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

5. 受注者は、協力者及び協力者が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び当該複数の段階の再委託

の相手方がそれぞれ行う業務の範囲を記載した書面を更に詳細な業務計画に係る資料として、調査職員に提出しなければならない。

6. 受注者は、協力者に対して、設計業務の実施について適切な指導及び管理を行わなければならない。また、複数の段階で再委託が行われる場合についても必要な措置を講じなければならない。

3. 2 5 特許権等の使用

受注者は、契約書に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象である履行方法を発注者が指定した場合は、その履行方法の使用について発注者と協議しなければならない。

3. 2 6 守秘義務

受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

平成13年 1月19日制定
平成22年 5月11日改訂
平成24年 4月 1日改訂
平成27年10月 1日改訂
平成30年 8月 1日改訂
令和 元年 8月 1日改訂
令和 2年 4月13日改定
令和 3年 4月15日改定
令和 4年 4月 1日改定
令和 6年 4月 1日改定
令和 7年 1月 1日改定
令和 7年 4月 1日改定

宮城県土木部営繕課・設備課